

誓約書（車両）

＜申請者（リースの場合は貸与先を含む）に関する誓約内容＞

- ・ 補助事業により取得した申請車両の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があった場合には、県が情報提供することを了承します。
また、埼玉県内において災害時等に自治体等から取得した申請車両の貸与等の要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めます。
- ・ 税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・ 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。
- ・ 補助事業で導入する車両の利用等に関するアンケート調査が実施される場合は了承します。

＜申請車両に関する誓約内容＞

- ・ 私は、申請した車両を要綱第18条第2項に規定されている処分制限期間内に処分する場合、埼玉県知事の承認を受け、指示された補助金額を返納します。
- ・ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- ・ 補助事業により取得した申請車両は、製造者が自ら使用する車両ではありません。
- ・ 中古車ではありません。
- ・ 設置済み又は設置予定の太陽光発電設備は、発電した電力を全量売電しません。
（補助の要件に太陽光発電設備が含まれている場合）

＜暴力団排除に関する誓約事項（リースの場合は貸与先を含む）＞

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- ・ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

＜上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。＞

申請者名（法人の場合は会社名・代表者役職・氏名）

申請者名（法人の場合は会社名・代表者役職・氏名）